

議案第14号

三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の設定について

次のとおり三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長

吉田 秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。第2条において「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、町立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第3条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関して必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

(報告、出頭等)

第4条 実施機関は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若し

くは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成14年4月1日以降に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。